

熊本県公報

第 1 1 1 0 1 号

平成 16 年 3 月 26 日 (金)

(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○最低制限価格事務処理要領……………	(管理調達課) 1
○低入札価格調査事務処理要領の一部を改正する要領……………	(") 2
○都市計画事業の事業計画の変更認可……………	(都市計画課) 2
○ "……………	(") 2
○ "……………	(") 2
○ "……………	(") 3
公 告	
○建築許可に係る公開による意見の聴取……………	(建 築 課) 3
○開発行為に関する工事の完了……………	(") 3
○県営土地改良事業の工事完了……………	(農村計画課) 3
○建設業法第 29 条第 1 項の規定に基づく監督処分……………	(監 理 課) 4
登 載 依 頼	
○熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………	(教育委員会) 4

告 示

熊本県告示第 274 号

最低制限価格事務処理要領を次のように定める。

平成 16 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

最低制限価格事務処理要領

- 1 目的
この要領は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項及び第 167 条の 13 の規定により、県が行う一般競争入札又は指名競争入札において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため最低制限価格を設ける場合の事務処理について必要な事項を定めるものとする。
- 2 対象業務
この要領の対象となる業務は、熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号）による次の業務（臨時的業務を除く。）とする。
なお、他の業務を含めて発注する場合は、その全体を対象とする。
(1) 建物清掃業務（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）に該当するものを除く。）
(2) 人的警備業務
(3) 設備機器運転監視業務
(4) 電話交換業務
- 3 最低制限価格
最低制限価格は、予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た金額とする。
- 4 落札者の決定
落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者とする。
この場合の、端数処理は次のとおりとする。
(1) 予定価格と入札書比較価格
入札書比較価格＝予定価格÷ 1.05（円未満切捨て）
(2) 最低制限価格と入札書比較価格
最低制限価格＝予定価格× 6 / 10（円未満切上げ）
入札書比較価格＝最低制限価格÷ 1.05（円未満切上げ）
- 5 最低制限価格に満たない価格で申込みをした者の取扱い
最低制限価格に満たない価格で申込みをした者は失格とし、その契約の再度の入札には参加できない。
- 6 入札参加者への周知

- 入札の公告又は指名競争入札通知書において、最低制限価格は「有」と記載すること。
- 7 最低制限価格の表示
入札執行責任者は、予定価格を記載した書類に、最低制限価格等を併記するものとする。
- 附 則
この要領は、平成16年4月1日から施行する。

熊本県告示第275号

低入札価格調査事務処理要領の一部を改正する要領を次のように定める。
平成16年3月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 低入札価格調査事務処理要領の一部を改正する要領
低入札価格調査事務処理要領（平成15年熊本県告示第366号。以下「要領」という。）の一部を次のように改正する。
- 2 及び 3 を次のように改める。
- 2 対象業務
この要領の対象となる業務は、熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による次の業務とする。
- (1) 情報処理業務
(2) 建物清掃業務（他の業務を含めて発注する場合を含む。）で、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に該当するもの（3において「建物清掃業務」という。）
- 3 調査の対象とする基準
調査の対象とする基準は、2の業務に係る最低価格者の入札金額が、次に定める額（以下「基準価格」という。）に満たない金額である場合とする。
- (1) 情報処理業務にあっては、予定価格に105分の100を乗じて得た額の10分の3の額（円未満切上げ）
(2) 建物清掃業務にあっては、予定価格に105分の100を乗じて得た額の10分の6の額（円未満切上げ）
- 6 (2) 中「情報企画監」の次に「(情報処理業務に限る。)」を加える。
- 附 則
この要領は、平成16年4月1日から施行する。

熊本県告示第276号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成16年3月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 玉名市
2 都市計画事業の種類及び名称 平成9年熊本県告示第291号及び平成13年熊本県告示第168号玉名都市計画道路事業3・5・7号立願寺南岩原線
3 事業施行期間 平成9年4月23日から平成19年3月31日まで
4 事業地 収用の部分 変更なし

熊本県告示第277号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成16年3月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 八代市
2 都市計画事業の種類及び名称 平成9年熊本県告示第885号八代都市計画道路事業3・2・24号南部幹線
3 事業施行期間 平成9年12月8日から平成24年3月31日まで
4 事業地 収用の部分 変更なし

熊本県告示第278号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成16年3月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 八代市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成5年熊本県告示第972号八代都市計画道路事業3・4・6号麦島線
- 3 事業施行期間 平成5年11月24日から平成17年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし

熊本県告示第279号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成16年3月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 八代市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成8年熊本県告示第582号八代都市計画道路事業3・5・7号萩原出町線
- 3 事業施行期間 平成8年8月28日から平成17年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし

公 告**熊本県公告第277号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第13項の規定により、同条第3項ただし書の許可に係る公開の意見の聴取を次のとおり実施する。

平成16年3月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開催日時 平成16年3月30日（火）午後2時から
- 2 開催場所 山鹿市宗方通603 宗方公民館
- 3 聴取事項 山鹿市大橋通1003-2合資会社ホンダ無限責任社員本田幸嗣の申請に係る山鹿市大橋通1003-1及び1003-2において事務所、店舗併用住宅を増築することについて

熊本県公告第278号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年3月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡西合志町大字野々島字沖野5683番1
429.62平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都調布市小島町三丁目76番地3 斉藤 荘
緒方 勝美

熊本県公告第279号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨公告する。

平成16年3月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	小白	平成10年1月6日	平成15年5月2日	熊本県
区画整理	花房東部（第2-1工区）	平成6年9月15日	平成15年2月24日	熊本県
農業用排水施設、 区画整理	合志北部	昭和60年11月21日	平成15年3月28日	熊本県
農業用道路	迫龍	平成4年7月7日	平成15年3月12日	熊本県
農業用道路	大津中部	平成元年12月15日	平成15年3月31日	熊本県
農業用排水施設	菰入	平成12年9月22日	平成15年3月28日	熊本県